

松田町災害時協力登録車制度車両登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松田町（以下「町」という。）の町域内（以下「町内」という。）で大規模な地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）による停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、避難所等における緊急電源となる車両の確保のために、あらかじめ町民等の車両を登録すること（以下「松田町災害時協力登録車制度」という。）に必要な事項を定めることにより、避難所等の円滑な運営を図り、もって町民の生命及び身体の安全を守ることを目的とする。

（対象車両）

第2条 松田町災害時協力登録車制度に登録できる車両は、電気自動車、燃料電池自動車又は、プラグインハイブリッド自動車のうち、別表で定める外部給電機器に接続可能な車種であること。

2 前項の規定にかかわらず、登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）が、登録を希望する車両に接続可能な外部給電機器を所有している場合又は車載のAC電源装置により外部給電が可能な場合は対象車両とする。

（登録の申込み）

第3条 この要綱に基づき登録の申込みをできる者は、町内に在住し、又は在勤する者とする。

2 登録希望者は、松田町災害時協力登録車制度登録申込書（第1号様式）に、登録を希望する車両の自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

3 登録希望者は、自身が使用する車両に対してのみ、登録の申込みができるものとする。

(登録の決定及び通知)

第4条 町長は、前条第2項の規定により提出された登録申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該車両を登録し、参集する避難所等を指定するものとする。

2 町長は、前項の規定により登録をしたときは、登録の申込みをした者（以下「申込者」という。）に松田町災害時協力登録車制度車両登録通知書（第2号様式）を申請者に送付するものとする。この場合においては、併せて参集する避難所等を通知する。

3 町長は、前項の規定により、登録を可とした申込者（以下「登録者」という。）に対して、活動の際に使用する車両を確認するための登録カードを交付するものとする。

(登録の期間)

第5条 前条第1項の規定により登録を受けた車両（以下「登録車両」という。）の登録期間は、同条第2項の規定により登録の決定通知を登録者に発送した日（以下「通知日」という。）から通知日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定により提出した車検証の有効期間の満了する日が通知日の属する年度の3月31日を超えない場合は、登録車両の登録期間は車検証の有効期間の満了する日までとする。

3 第1項の規定に該当する登録車両については、同項に規定する登録期間内に、翌年度の登録について解除の申出がない場合は、当該車両の登録期間を翌年度の3月31日又は車検証の有効期間の満了する日のいずれか早い日まで延長するものとし、以後同様とする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、第3条第2項の規定により提出した車検証の記載内容に変更があった場合は、松田町災害時協力登録車制度登録内容変更届出書（第3号様式）に変更後の車検証の

写しを添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項又は第3項の規定により登録期間が車検証の有効期間が満了する日までの登録車両については、前項の規定による届出をもって、登録を更新したものとみなし、その登録期間は前条第1項及び第3項の規定に準ずるものとする。
- 3 第1項の規定による届出により、参集する避難所等を変更することが適当であると町長が認めたときは、登録者に対し新たに参集する避難所等を通知するものとする。

（登録の解除）

第7条 第4条第1項の規定による登録について解除を申し出る登録者（以下「登録解除申出者」という。）は、松田町災害時協力登録車制度登録解除申出書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、松田町災害時協力登録車制度登録解除通知書（第5号様式）を登録解除申出者に送付するものとする。
- 3 前項の場合において、登録の解除の日は、登録解除通知書を登録解除申出者に発送した日とする。

（登録の取消し）

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、登録を解除することができる。

- （1） 死亡した場合
- （2） 心身の故障のため、活動に支障がある場合
- （3） 第3条第1項及び同条第3項に規定する登録の要件を喪失した場合
- （4） 2年以上連絡がとれない場合
- （5） 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- （6） 前各号に掲げるもののほか、登録が不適格であると認められる事実があった場合

2 登録者は、前項の規定によりその登録を解除されたときは、速やかに登録カードを返却しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により登録を解除したときは、松田町災害時協力登録車制度登録解除通知書（第5号様式）により登録者に通知するものとする。

（活動の内容）

第9条 登録者及び登録者から登録車両による活動の依頼を受けた者（以下これらを「協力者」という。）は、災害時に参集し、活動するものとする。

2 協力者は、町内に震度6弱以上の地震が発生し避難所等が開設された場合又は町から要請があった場合、第4条第1項の規定により指定された避難所等に、登録車両で参集するよう努めるものとする。

3 協力者は、避難所等の運営主体の指示に従い、登録車両からの給電を行うものとする。

4 協力者は、登録カードを携帯し活動に当たるものとする。

5 協力者は、活動後の撤収に伴う登録車両の運搬を行うものとする。

（訓練等への参加）

第10条 登録者は、避難所等において円滑に活動することができるよう、町又は関係団体が実施する防災研修、防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

（報酬等）

第11条 協力者の活動は無報酬とし、食費、宿泊費等の活動に要する費用は自己負担とする。

2 協力者が活動に当たり負傷又は死亡した場合は、町が加入するボランティア保険の保険金の範囲内で、補償金を支払う。

3 登録車両からの給電に要した電気代相当分として、町が登録者に1日につき千円を支払うものとする。

4 登録車両が町の責に帰すべき事由により損害を被った場合

又は滅失した場合は、町はその損害を賠償する。

（個人情報の保護）

第 1 2 条 松田町災害時協力登録車制度に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、松田町個人情報保護条例（平成 1 4 年松田町条例第 2 4 号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

（その他）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

別表

メーカー	名称	型番
ニチコン株式会社	E V パワー・ステーション「パワームーバー」	V P S - 4 C 1 A